

令和 6 年11月20日

公表所管課長（総務部総務課長）様

三瓶支所地域生活課長 藤井 兼人

会 議 要 録

名 称	令和 6 年度 西予市周木地域づくり活動センター運営委員会	
事 務 局	西予市三瓶支所地域生活課 周木地域づくり活動センター	
	電 話 0894-33-0054	
開 催 日 時	令和 6 年 11 月 14 日(木) 19:00～20:00	
開 催 場 所	周木集会所 講座室	
出席者	委 員	委員長：原本 紘希 副委員長：浅野 健一 委 員：赤坂 吉史、石浜 益子、上杉 重秋、清家 剛、 立林 富治、林 秀平、宮弓 安登志、山西 直美
	その他	
	事務局	周木地域づくり活動センター長 井上 又文 周木地域づくり活動センター主事 山田 啓志
議事内容(要旨)	開会 1. センター長あいさつ (運営委員会の概要について) ・地域づくり活動センター及び運営委員会の概要について、条例・規則等の資料により事務局から説明した。 2. 協議案件 (1) 令和 5 年 10 月～令和 6 年 10 月の事業報告について ・生涯学習事業 令和 5 年 10 月から令和 6 年 10 月までに実施したセンター事業（5センター合同、単独）について、資料に沿って事務局から説明した。 【質問】参加人数が少ない事業もあるが、周知方法などに問題はないか。	

【回答】 単独で実施する事業は、可能なものは周木集会所で実施している。しかし、現在は周木センターが二及にあるため、すべての事業を周木で実施することはできていない。移動手段がなく参加できていない方々もいるかもしれない。
周知方法は、小学生向けの事業は学校を通じてお願いしている。その他事業は、回覧やマイク放送での周知がメインとなるが、来年度新たな周木センターでの事業については、これまでの周知方法に加えて、内容によっては周木ビリ島むらおこし会の SNS 等でも呼びかけたいと考えている。

・出張窓口業務（周木集会所）

地域からの要望により、令和 5 年 9 月から周木集会所での出張窓口による行政サービスを開始した。開始から令和 6 年 10 月までの利用内容や件数について事務局から説明した。

【質問】 当初の想定より利用者は少ないか。

【回答】 設備がないため周木集会所で完結しない業務もあるため、利用は多いとは言えない。4 月以降は周木センターで完結できるので、件数は増加すると見込んでいる。

【質問】 老人クラブとして協力できることはないか。年 2 回会合もあるし、メンバーも多いが。

【回答】 その会合にぜひ主事が参加して、4 月から周木センターで可能になる行政サービスの詳細について説明したい。住民にとって便利になることをご理解いただき、利用者の増加につなげたい。

(2) 令和 6 年度 11 月以降の事業実施について

・ 11 月以降に実施予定の事業について、資料に沿って事務局から説明した。

【質問】 なし

(3) 令和 7 年度事業計画について

・ 令和 7 年度の事業計画について、資料に沿って事務局から説明した。

【質問】 7 月、1 月の消防訓練とは。

【回答】施設で実施する避難訓練。例えばセンターで火災が発生した場合に通報・避難誘導・消火などの手順を確認・実施するもの。地域で実施する避難訓練とは別のものである。

【質問】地域で実施すべき避難訓練について、周木はしばらく実施していないと思うが、そこはどうか。

【回答】自主防災組織が中心となって実施を計画していると聞いている。

(4) センター施設の整備について（旧周木小学校）

・現在までの周木地域づくり活動センター改修工事の進捗状況等について、資料により事務局から説明した。

【質問】3階へは上がれるか。

【回答】センター施設として3階は使用しない。2階と3階は扉で仕切るので、通常時には3階へは上がれない。

【質問】センターが避難場所になるが、その場合も使用できないのか。

【回答】通常想定される災害での避難時には、1階、2階を使用することになる。想定外の非常事態となった場合には話は別である。

3. その他

・小学校よりご意見等

小学校としては、地域づくり活動センターに大変お世話になっている。今後も変わらずセンターと小学校の関係を継続していただきたい。

この会議に参加しているみなさんが、真剣に地域のことを考えて話されてることがすばらしいと感じる。

・中学校よりご意見等

地域づくり活動センターと小学校とは、連携して様々な事業を実施されているようすばらしいと感じる。中学校としてもセンターと一緒にできることやお手伝いできることがあれば、ぜひ連携・協力したい。

閉会

備 考	配布資料 ・ 会議資料一式 ・ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する 条例 ・ 西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する 条例施行規則 ・ 地域づくり活動センター行政サービスガイドブック
--------	---